

函館市こころの相談員配置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校および高等学校に在籍する児童生徒に対して学校の要請等に応じて学校を巡回し、いじめや不登校等の未然防止および早期対応を図るとともに、教職員に対して適切な支援および助言を行うこころの相談員(以下「相談員」という。)の配置に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談員の活動)

第2条 相談員は、教育指導課または南北海道教育センターに配置し、指導主事や校長等と連携して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童生徒および保護者等へのカウンセリング
- (2) 教職員の対応への助言
- (3) 学校および教育委員会への助言
- (4) その他教育委員会が必要と認める活動および研修の講師

(相談員の委嘱および任期等)

第3条 相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会の選定を経て、教育長が委嘱するものとする。

- (1) 専門的知識を有する心理士等
- (2) 教員免許状所有者
- (3) 函館市こころの相談員事業に関する識見や経験を有する者

2 相談員の任期は、委嘱日からその属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(相談員の活動日、活動時間)

第4条 相談員の活動日は、毎週月曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)のうち、教育委員会が必要と定める日とする。

2 相談員の活動時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。

(謝礼金の支払い)

第5条 相談員の謝礼金は、第3条第1項第1号にあっては1日につき11,000円、同条同項第2号および第3号にあっては1日につき7,000円とし、1月ごとに支払うものとする。

2 相談員は、あらかじめ「口座振替依頼書」(別記第1号様式)を教育委員会へ提出しなければならない。

3 相談員は、前月の活動日を証するため、毎月5日までに教育委員会に対し、活動簿の写しを提出しなければならない。

4 教育委員会は、前号により提出された活動簿の写しに基づき、相談員に対する謝礼金を、活動簿の写しの提出があった月の末日までに口座振込により支払わなければならない。

(燃料費の支給)

第6条 相談員が、第2条各号に掲げる活動のために私有車を使用した場合は、その走行距離1キロメートルにつき37円の燃料費を支給するものとする。

2 相談員は、別記第2号様式の函館市こころの相談員活動整理簿を活動簿とともに教育委員会に提出するものとする。

3 燃料費は、前項の規定により提出された別記第2号様式の整理簿に記載した走行距離を月ごとに合計して支払うものとする。この場合にあって、合計した距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数は切り上げるものとする。

4 相談員が私有車を使用した場合において、活動中に発生した事故の補償については、相談員が加入している保険で対応するものとする。

(秘密の保持)

第7条 相談員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任期を終えた後も同様とする。

(保険の加入)

第8条 教育委員会は、相談員の活動中および活動のための移動中の事故、災害等に対応するため、傷害保険等に参加することとし、その費用を負担する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。